

労働契約期間の上限について

～有期労働契約が労使双方から良好な雇用形態として活用されるために～

改正労働基準法により、平成16年1月1日から、労働契約の**契約期間を3年以内**とすることができることとされました。

また、専門的な知識、技術又は経験（以下「専門的知識等」と言います。）であって、高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当するものを有する労働者がそのような専門的知識等を必要とする業務に就く場合に締結する労働契約については、**契約期間を5年以内**とすることができることとされました。

▶▶▶▶ 原則 ▶▶▶▶ 上限3年

（※） ただし、有期労働契約（特例3に定めるものを除き、その期間が一年を超えるものに限り。）を締結した労働者（下記特例1又は2に該当する労働者は除きます。）は、**労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができます**〔この措置は、政府が、改正労働基準法の施行後3年を経過した後に、その施行の状況を勘案しつつ検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるまでの間の**暫定措置**です。〕。

- **特例1** 専門的な知識、技術又は経験（以下「専門的知識等」という。）であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準（※）に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約

▶▶▶ 上限5年

- **特例2** 満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約

▶▶▶ 上限5年

- **特例3** 一定の事業の完了に必要な期間を定める労働契約
（有期の建設工事等）

▶▶▶ その期間

(※) 高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等とは、次の①から⑦のいずれかに該当する者が有する専門的知識等を言います。

- ① 博士の学位を有する者
- ② 公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社会保険労務士、不動産鑑定士、技術士又は弁理士のいずれかの資格を有する者
- ③ システムアナリスト試験又はアクチュアリー試験に合格している者
- ④ 特許法に規定する特許発明の発明者、意匠法に規定する登録意匠を創作した者又は種苗法に規定する登録品種を育成した者
- ⑤ 大学卒で実務経験5年以上、短大・高専卒で実務経験6年以上又は高卒で実務経験7年以上の農林水産業の技術者、鉱工業の技術者、機械・電気技術者、建築・土木技術者、システムエンジニア又はデザイナーで、年収が1075万円以上の者
- ⑥ システムエンジニアとしての実務経験5年以上を有するシステムコンサルタントで、年収が1075万円以上の者
- ⑦ 国等によりその有する知識等が優れたものであると認定され、上記①から⑥までに掲げる者に準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が認める者

注意点

- 5年以内の契約期間の労働契約は、上記基準に該当する労働者がそのような専門的知識等を必要とする業務に就く場合であれば、いつでも締結することができます。
- 改正労働基準法による労働契約の契約期間の上限の延長は、有期労働契約が労使双方から良好な雇用形態の一つとして活用されるようにすることを目的としたものです。
今回の改正を契機として、**期間の定めのない契約の労働者を採用することとしていた方針を有期契約労働者のみを採用する方針に変更するなど有期労働契約を期間の定めのない労働契約の代替として利用することはその趣旨に反するものです。**
- 労働者との間に期間の定めのない労働契約を締結している場合には、**その労働者との間の合意なく当該契約を有期労働契約に変更することはできません。**

ご不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署